

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3
(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

家庭支援事業

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

家庭支援事業検討委員会 概要

(新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究)

趣旨

- 改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための事業拡充を図るため、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となる。
- 新規3事業の運営基準等及び家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等を検討するため、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究」内において、**家庭支援事業に関する検討委員会を開催**した。

検討事項

- 子育て世帯訪問支援事業の運営基準等
- 親子関係形成支援事業の運営基準等
- 児童育成支援拠点事業の運営基準等
- 家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等
- その他

調査研究実施主体

株式会社 日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1大崎フォレストビルディング

構成

(※) 50音順、敬称略。所属・役職は令和4年度のもの。

氏名	所属・役職
木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
久米 健仁	徳島市子ども未来部子ども健康課長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科教授
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部長
三浦 宏樹	高槻市子ども未来部参事兼子育て総合支援センター所長

家庭支援事業検討委員会 報告書 概要 (新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究)

令和6年度より創設する子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）及び家庭支援事業（※）の利用勧奨・措置について、実態調査及び有識者による検討会を実施し、以下の求められる運用のあり方が示された。

※ 新規3事業に、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を加えた6事業については、改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられた。

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員については有資格者のみならず、子育て経験者等についても対象としたうえで、**市町村が適当と認める研修を修了していることが望ましい**。また、利用対象者が主に要支援児童等の保護者（ヤングケアラーを含む）であることを踏まえ、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないよう、適切な利用者負担減免等を検討する必要**がある。

※ 特に研修については自治体によって差が出ることがないよう研修案等を示すことが望ましいとされたことを踏まえ、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

親子関係形成支援事業

支援対象者が自身の取組を通して学べるよう、**学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返る**ような機会を設けることが望ましい。また、実態調査を踏まえ、**1講座あたりの回数については概ね4回以上が望ましい**。加えて、子育て世帯訪問支援事業同様、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないよう、適切な利用者負担減免等を検討する必要**がある。

児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱えるこどもに包括的な支援を届ける事業趣旨を維持しつつ、実態調査を踏まえ、**開所日数については週3日以上の開所も可と**することが考えられる。また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、事業の提供時間に着眼して設計することが考えられる。加えて、**必要に応じてソーシャルワーク専門職員や心理療法担当職員を配置することが望ましい**。

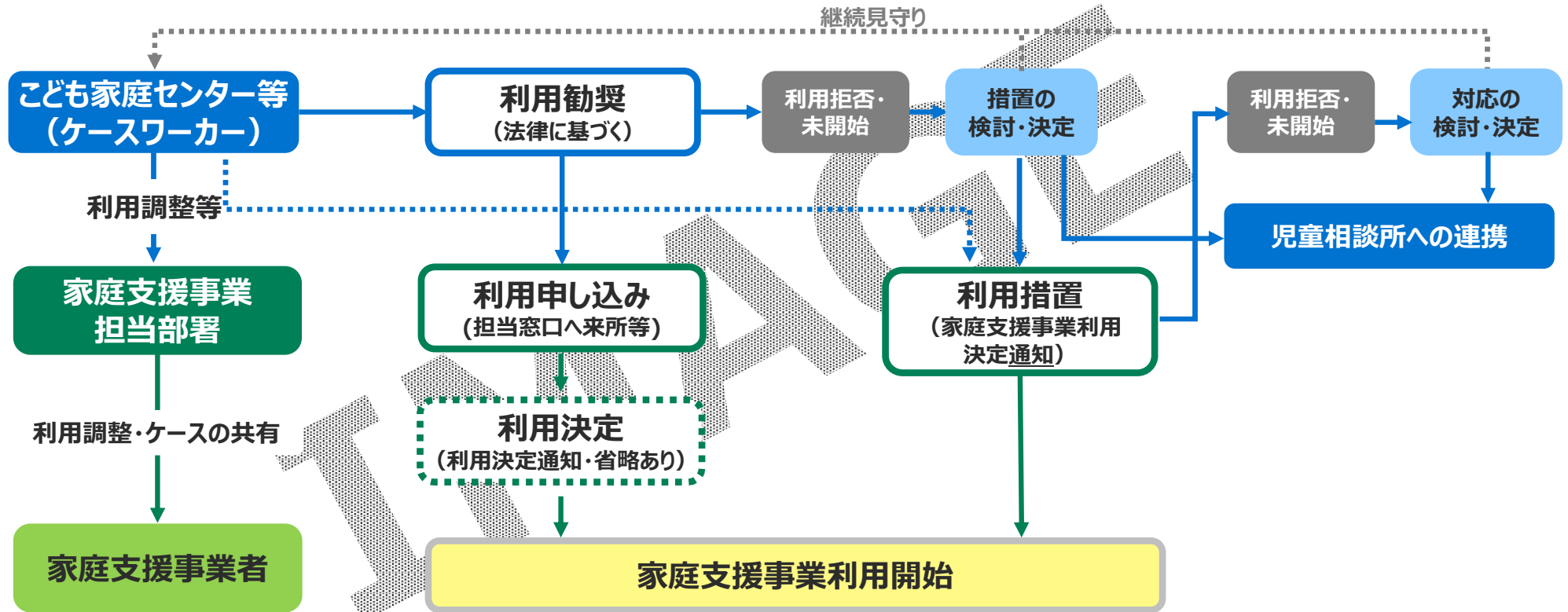
※ 事業の質を担保する観点から、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

利用勧奨・措置の運用

原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、**サポートプラン又は支援計画を策定した要支援・要保護児童家庭を対象**とすることが考えられる。利用勧奨を実施する場面としては、**こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合や児童相談所から市町村に相談があった場合**等が考えられる。利用措置を実施する場面については、**利用勧奨を実施したにも関わらず①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合に実施する**等が考えられる。加えて、特に利用措置については、その運用について十分に市町村に対して説明する必要がある。

利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）

R4調査研究 家庭支援事業検討委員会 報告書より抜粋



対象者

- 利用勧奨・措置の対象者については、**原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成した要支援・要保護児童家庭**を対象とすることが考えられる。
- ただし、要支援・要保護児童家庭ではないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者（※1）についても、サポートプラン等を作成のうえ（※2）対象とすることが考えられる。

※1 市町村の判断に過度なばらつきがでないよう、配慮する必要がある。

※2 速やかに支援が必要と認められる場合は**例外的にサポートプラン等がなくとも利用勧奨や措置につなげていくことを可能とし、**

その際は、事後的にサポートプランを作成することを想定する。

利用勧奨

- 場面**
- 利用勧奨を実施する場面については、保育の利用勧奨同様、
 - ・ **こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合の他、**
 - ・ **児童相談所のケースであって、児童相談所から市町村に対し家庭支援事業による支援の必要について相談があった場合等**が考えられる。
- 対応者**
- 利用勧奨においては、**こども家庭センター等の利用勧奨の決定をした部署（の職員）が行うこととしたうえで、利用者への通知あるいは通告については、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも有効**と考えられる。

利用措置

- 場面**
- 利用措置を実施する場面については、
 - ・ 利用勧奨を実施したにもかかわらず、**①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合**に実施する他、
 - ・ **児童相談所から市町村へ指導委託・送致等されるケース**であって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合に、委託・送致に際して実施すること等が考えられる。
- 対応者**
- 利用措置は行政処分となることから、**こども家庭センター等が決定し、家庭支援事業担当部署が文書により通知**する等、市町村が決定・通知することとする。ただし、措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、**対面において丁寧な説明を行う**ことが考えられる。また、その場合の対応者については、利用勧奨と同様と考えられる。

留意事項

【支援対象者への働きかけ】

- 支援対象者との信頼関係を構築する中で支援の必要性を伝え、支援対象者からの利用申し込みや措置決定後の円滑な利用開始につながるよう、こども家庭センター等や利用予定の家庭支援事業者から働きかけを行うこと。

【都道府県や児童相談所との連携】

- **利用勧奨・措置の実施をもって直ちに児童相談所に報告する扱いはしないが、**
 - ・ 都道府県や児童相談所から引き継いだケース（児童家庭センター・市町村指導委託、一時保護解除者、措置解除者、一時保護委託に至らなかった通告児童、等）
 - ・ 利用勧奨や措置に対して保護者から強い拒否反応が示された児童等については、特に支援を必要とするケースが市町村と児童相談所との狭間に落ちることがないように、児童相談所への連携を検討すること。
- なお、児童相談所に円滑につなげる観点からも、**利用勧奨・措置の実施状況等をケース記録等に記録すること。**
- 児童相談所が市町村へケースを引き継ぐ際には、**市町村（子ども家庭センター等）が利用勧奨・措置の必要性を検討できるよう、市町村と家庭支援の必要性を協議すること。**

【フォローアップ】

- **家庭支援事業者に対して、家庭支援事業担当部署より対象となるケースについて事前に共有し、確実にこども家庭センター等と連携し、継続的に見守りつつ、支援計画のマネジメント等が行われるよう、体制を整えておくこと。**
- 利用措置については、通常の契約関係の下で利用される家庭支援事業とも異なることに留意し**家庭支援事業者からの定期・随時の情報提供等により、支援の進行状況やニーズの変化について検討した上で、適切にサポートプラン等の見直しを行うよう努めること。**

目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

措置費単価等

【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定

【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

趣旨・目的

令和4年改正児童福祉法により、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」及び「児童育成支援拠点事業」について、法の施行となる令和6年度以降より多くの市区町村で円滑に事業が実施される必要がある。

また、事業の質を担保し、適切な運用が図られるようガイドライン（案）を作成するため、有識者の参画の下、研修の内容や事業を提供する際の留意事項等について検討する。

検討事項

- ・ 子育て世帯訪問支援事業の適切な運用のあり方
- ・ 児童育成支援事業の適切な運用のあり方

スケジュール案

- ・ R5.9月～ 研修内容や留意事項の検討
- ・ R5.10月～ 事業者等へヒアリング実施
- ・ R6.1月～ ガイドライン（素案）に対する
自治体個別サウンディング
- ・ R6.3月～ ガイドライン（案）の作成

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順

氏名	所属・役職
入江 竜生	鳥取県鳥取市健康こども部こども家庭局 こども未来課課長補佐兼企画係長
木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科教授
谷 杏奈	神戸市こども家庭局家庭支援課担当係長
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授

子育て世帯訪問支援事業

府令委任事項（子育て世帯訪問支援事業）

○改正後の児童福祉法（抄） ※現行規定からの改正箇所には傍線

第六条の三

⑬ この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案）

第一条の三十二の七 法第六条の三第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業は、次項各号に掲げる者に対する支援の状況を把握しつつ、**保育士、保健師、助産師、看護師、子育てに関する知識及び経験を有する者その他の当該事業による支援を適切に行う能力を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したもの**をして、次項各号に掲げる者の居宅において、**子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助を行わせる**ことを基本として行うものとする。

- ⑭ 法第六条の三第十九項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 **要支援児童**（法第六条の三第五項に規定する要支援児童をいう。次条第一号において同じ。）又は**保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者**
 - 二 法第六条の三第五項に規定する**特定妊婦**
 - 三 **前二号のいずれかに該当するおそれがある者**その他の**市町村長が子育て世帯訪問支援事業による支援が必要と認める者**

【目的】

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭（ヤングケアラー 等）

【業務内容】

- 対象家庭を訪問し、①又は②を基本に家庭の状況に応じて以下内容を実施する。
 - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
 - ② 育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
 - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言。（保護者に寄り添い、エンパワメントするためのアドバイス等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
 - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

【訪問支援員の要件】

- 訪問支援員については、市町村が適当と認める研修を修了した者であって、子育て経験者やヘルパー等、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。

【支援の流れ】

○ 以下の流れを参考に、地域の実情に応じて実施する。

① 市町村による支援対象者の決定

こども家庭センター等、市町村における相談支援機関において、関係機関からの情報提供等により、支援の必要性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

市町村は、支援対象者から申請を受付、利用を決定する。必要に応じて、支援対象者の状況に応じ、他の事業による支援も含め、必要な支援内容・方法・スケジュール等を記載したサポートプラン等を作成・交付する。

② 支援対象者情報の提供

市町村における相談支援機関から、事業を行う部署あるいは委託事業者等（以下、実施者という。）に対し、支援対象者の同意を得た上で、情報を提供し、訪問支援員や訪問日時等を調整・決定する。

③ 訪問支援の実施

訪問支援員による支援を実施。この際、支援困難度が高い家庭に対しては支援技術の高い訪問支援員が担当する等の配慮をすることが望ましい。

④ 支援状況の報告

市町村は、実施者に対し、支援開始初期に想定した支援内容と実際の支援内容に差異が生じていないかの報告や定期的報告、及び養育環境の変化等により他の支援の必要性が認められる場合は随時の報告を行うよう求めることが望ましい。

【財政支援の考え方】

○ 現行の安心こども基金による子育て世帯訪問支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、訪問支援員の研修受講を必須とすることから、研修費用についても検討。また、「こども未来戦略方針」を踏まえ、支援の必要性の高い家庭に対する支援の拡充についても、予算編成過程において検討する。

<参考>子育て世帯訪問支援臨時特例事業の補助基準額

○ 訪問支援費用

補助基準額 = ①訪問支援費用 - ②利用者負担額

○ 事務費・管理費・1事業所当たり 564,000円

【現行の子育て世帯訪問支援臨時特例事業 訪問支援費用】

①訪問支援費用	×延べ時間数	×延べ回数
(単価)	3,000円	1,860円
②利用者負担額	×延べ時間数	×延べ回数
ア.生活保護世帯	0円	0円
イ.市町村民税非課税世帯	300円	190円
ウ.市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円	530円
エ.上記以外の世帯	1,500円	930円

※市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯「エ.その他世帯」として算出。

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 子育て世帯訪問支援事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

子育て世帯訪問支援事業の「量の見込み」について

- 子育て世帯訪問支援事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、**利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して**、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計（対象世帯数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数 (人)}] \times \frac{[\text{③対象世帯数 (人)}]}{[\text{②全児童数 (人)}]} \times [\text{④平均利用日数 (日)}] = [\text{量の見込み (人日)}]$$

① 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

② 全児童数……0～17歳までの児童人口

③ 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計

※利用が望ましい世帯には、**児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数**が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

④ 平均利用日数…1人につき利用が必要と思われる日数の平均

- 対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

親子関係形成支援事業

府令委任事項（親子関係形成支援事業）

○改正後の児童福祉法（抄）

第六条の三（略）

②～⑳（略）

㉑この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。



省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案）

第一条の三十二の八 法第六条の三第二十一項に規定する親子関係形成支援事業は、親子間における適切な関係性の構築を目的として、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者に対し、講義、グループワーク等を実施することにより、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

- 一 要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- 二 前号に該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める児童及びその保護者

親子関係形成支援事業の運用イメージ（案）

【目的】

- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

【対象】

- 親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満のこどもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭の保護者及び児童とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

【業務内容】

- こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。
- 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。
 - ① こどもの行動の理解と要因の把握及び対応
 - ② こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり
 - ③ 参加者同士によるピアサポート
 - ④ セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り
- プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、原則4回以上の連続講座として実施すること。
- 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。

【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、実施回数に応じた補助単価の在り方について、予算編成過程により検討。

＜参考＞親子関係形成支援臨時特例事業の補助基準額

- ペアレントトレーニング等実施費用
補助基準額 = ①ペアレントトレーニング等実施費用 - ②利用者負担額

- 親子関係形成支援プログラム資格取得支援等加算
プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な研修等の実施
1市町村当たり 100,000円

【現行の保護者支援臨時特例事業】

①ペアレントトレーニング実施費用 (単価)	1講座1人当たり 32,800円
②利用者負担額	1講座1人当たり
ア.生活保護世帯	0円
イ.市町村民税非課税世帯	3,200円
ウ.市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	6,560円
エ.上記以外の世帯	16,400円

※市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯「エ.その他世帯」として算出してください。

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 親子関係形成支援事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

親子関係形成支援事業の「量の見込み」について

- 親子関係形成支援事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計（対象世帯数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数 (人)}] \times \frac{[\text{③対象世帯数 (人)}]}{[\text{②全児童数 (人)}]} = [\text{量の見込み (人)}]$$

①推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

②全児童数……0～17歳までの児童人口

③対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

- 対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

児童育成支援拠点事業

府令委任事項（児童育成支援拠点事業）

○改正後の児童福祉法（抄）

第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
- ⑤ (略)

省令の規定ぶり

○児童福祉法施行規則（案）

第三十六条の三十七の三 法第三十四条の十七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 定款その他の基本約款
 - 四 運営規程
 - 五 職員の定数及び職務の内容
 - 六 主な職員の氏名及び経歴
 - 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
 - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 九 事業開始の予定年月日
- ② 法第三十四条の十七の二第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七の四 法第三十四条の十七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

児童育成支援拠点事業の運用イメージ（案）

【目的】

- 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）で実施することができる。

【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある児童及び保護者を対象とする。
 - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭
 - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭
 - ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

【業務内容】

- 以下の①～⑦に掲げる取組を包括的に実施するものとする。
ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。
 - ① 安心・安全な居場所の提供（※1）
 - ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
 - ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
 - ④ 食事の提供（※2）
 - ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
 - ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している児童の情報が共有されやすい関係の構築
 - ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
 - （※1） 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。
 - （※2） 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。宅食により食事を提供することは不可とする。

【職員配置等】

- 児童育成支援拠点事業を行う者（以下、「児童育成支援拠点事業者」という。）は、当該事業を行う場所（以下、「児童育成支援拠点事業所」という。）に、原則として、①管理者、②支援員を置くこととする。また、必要に応じて、③ソーシャルワーク専門職員、④心理療法担当職員を配置できるようにする予定。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は④心理療法担当職員に該当する者を置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員とする。

① 管理者

- ・ 児童福祉事業に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの
- ・ 運営に関わる管理、支援員等の指導・調整、他機関との連携、本事業における支援対象者への支援内容に係る支援計画（以下、「支援計画」という。）の策定を行う。

② 支援員

- ・ 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの
- ・ 児童や保護者への支援等を行う。

③ ソーシャルワーク専門職員

- ・ 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。
- ・ 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席、他機関との連携、保護者へのアセスメント等の支援、必要に応じて、児童の家庭を訪問による家庭環境の把握や保護者への相談・支援、その他、居場所における児童に必要な支援を行う。

④ 心理療法担当職員

- ・ 大学で、心理学を専修する学科を卒業した者等であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの
- ・ 心理的支援が必要な児童に対するメンタルケア等の支援を行う。

【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間を通して週3日以上開所すること。

- 開所する時間は、次に掲げる時間帯は必ず開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等） | 10時から18時 |
| ② 学校の授業の休業日以外の日（平日） | 学校の授業の終了後から18時の開所 |

【設備】

- 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、相談室、事務室、キッチン、学習スペース及び浴室等の設備を設けることが望ましい。

【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、開所日数を原則250日以上（週5日程度）としていたものを、「年間を通して週3日以上開所」とすることを踏まえ、開所日数に応じた補助を検討。

また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、提供時間に着眼した補助を検討。

加えて、心理療法担当職員などの専門職の配置による加算を検討。

＜参考＞子どもの居場所支援臨時特例事業の補助基準額

- | | | |
|-------------------|---------|-------------|
| ○ 子どもの居場所支援臨時特例事業 | 1 か所当たり | 14,592千円 |
| 賃借料支援 | 1 か所当たり | 3,000千円（上限） |
| 開設準備経費支援 | 1 か所当たり | 4,000千円（上限） |
| ○ 児童指導専門職員配置支援事業 | 1 か所当たり | 1,258千円 |

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 児童育成支援拠点事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

児童育成支援拠点事業の「量の見込み」について

- 児童育成支援拠点事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計（対象児童数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数（人）}] \times \frac{[\text{③対象児童数（人）}]}{[\text{②6歳以上の児童数（人）}]} = [\text{量の見込み（人）}]$$

①推計児童数…各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

②6歳以上の児童数……6～17歳までの児童人口

③対象児童数…相談支援員等が相談を含め対応している児童のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計

※利用が望ましい世帯には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に学校等教育部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校においても課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業の対象になりうるものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

- 対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

子育て短期支援事業

府令委任事項（子育て短期支援事業）

○改正後の児童福祉法（抄） ※現行規定からの改正箇所は傍線

第六条の三 （略）

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案） ※現行規定からの改正箇所は傍線

第一条の二十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。次項、次条及び第一条の四において同じ。）を行う事業をいう。

② 前項の保護その他の支援の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間とする。

※夜間養護等事業についても、同様に「保護」を「保護その他の支援」とする改正を実施

子育て短期支援事業の拡充内容について

【拡充内容】

- **親子入所等支援**
レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。
- **入所希望児童支援**
保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。
- **専従人員配置支援**
子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。
- **利用日数の柔軟化**（原則7日以内としている保護の期間を、個別状況を勘案して市町村長が必要と認める期間に変更）

【財政支援の考え方】

- 「親子入所等支援」及び「入所希望児童支援」については、現行の子育て短期支援事業の補助単価を活用する方向で、予算編成過程で検討する。

＜参考＞子育て短期支援事業の補助基準額

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)

(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

- 専従人員配置支援については、現行の安心こども基金による子育て短期支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、予算編成過程で検討する。

＜参考＞子育て短期支援臨時特例事業の補助基準額

専従人員配置支援 1施設当たり 年額 6,433千円

